公益信託こうべまちづくり池上基金第二十四期決算公告

一、事業概要
　神戸市西区伊川地区を中心とする神戸市内の都市環境整備等のまちづくりに関する諸事業への助成。
助成金総額　七件　六、五二〇、九五七円
　尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十五年一月二十八日に終了した。
二、財産目録　平成二十五年一月二十八日現在
資産合計　〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　〇円
　平成二十五年三月四日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託こうべまちづくり池上基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託みどり会美容理容学生奨学基金第二十一期決算公告

一、事業概要
　兵庫県内の美容及び理容に関する専修学校に在学する学生に対する奨学育英事業。
奨学金　三名　八四万円
　尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十五年一月二十九日に終了した。
二、財産目録　平成二十五年一月二十九日現在
資産合計　〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　〇円
　平成二十五年三月四日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託みどり会美容理容学生奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道日高國三石郡三石村字福畑一六〇番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　歌住　栄作
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年三月四日
　北海道浦河郡浦河町大通三丁目五三浦河ショッピングセンターＭｉｏ二階
　相続財産管理人　弁護士　葉山　裕士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道苫小牧市錦町二丁目五四番地、最後の住所北海道苫小牧市錦町二丁目六番一号
　被相続人　亡　菅原　一夫
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年三月四日
　事務所北海道苫小牧市栄町二丁目一番二二号
　相続財産管理人　司法書士　岡田　圭正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福島県会津若松市東山町大字湯本字居平一一五番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　大類　朝子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年三月四日
　福島県会津若松市居合町七番二二号
　相続財産管理人　中村　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福島県福島市黒岩字弥生一八番地四、最後の住所福島県福島市黒岩字弥生一八番地の四
　被相続人　亡　庄子　貴大
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年三月四日
　福島県福島市五老内町二番二三号
　相続財産管理人　司法書士　綱澤　壽一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍埼玉県朝霞市溝沼三丁目九四〇番地、最後の住所埼玉県朝霞市本町一丁目三六番一一―四〇一号
　被相続人　亡　戸塚　正
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年三月四日
　埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一―九二―三至誠堂ビル五階　サライ法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　田澤　俊義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都国分寺市東元町二丁目八〇七番地、最後の住所埼玉県所沢市小手指南六丁目二番地の一　一〇四―一―五〇六
　被相続人　亡　森田　黎之介
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年三月四日
　埼玉県所沢市小手指町一―一八―四パークサイド小手指Ｂ三〇三
　相続財産管理人　近藤　宏一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍埼玉県所沢市元町五七番地、最後の住所埼玉県所沢市元町一五番一四号
　被相続人　亡　久野　宏
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年三月四日
　埼玉県所沢市小手指町一―一八―四パークサイド小手指Ｂ三〇三
　相続財産管理人　近藤　宏一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍千葉県南房総市富浦町青木一七〇番地一、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　飯塚　昌宏
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年三月四日
　事務所千葉県館山市北条四九〇番地九鈴木ビル二階
　相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍京都府京都市東山区八坂新地末吉町八一番地の一、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　田中　さだ子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年三月四日
　事務所京都市中京区御幸町通竹屋町下ル東側　関東屋ビル二階
　相続財産管理人　弁護士　中田　政義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍広島市西区己斐上一丁目五一八番地、最後の住所広島市西区己斐大迫一丁目五番二一号
　被相続人　亡　村井　祥司
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年三月四日
　事務所広島市中区幟町一五番六号紺やビル四Ｆ　相続財産管理人　河合　謙太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍広島県尾道市木ノ庄町木梨二二六番地、最後の住所広島県尾道市長江三丁目三番四三号　被相続人　亡　倉奥　秀和
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年三月四日
　広島県尾道市高須町四七六三番地五　トリニータＢ一〇一、事務所広島県尾道市高須町五六九二番地三
　相続財産管理人　亀谷　昌宏